

3. 入居申込者の資格

(1) 共通申込資格

- ① 申込現在において、住宅に困っていること。
- ・入居しようとする方全員に持ち家がなく、現に住宅に困窮されている方です。
- ② 申込現在において、申込者本人が宇都宮市内に居住し、住民登録があること。または、宇都宮市内に勤務先があること。
- ③ 連帯保証人がいること。
- ・次の要件にあてはまる連帯保証人1名を立てていただきます。
 - ア 入居者より収入がおおむね多い方
 - イ 宇都宮市の市営住宅に入居していない方
- ④ 申込現在において、世帯の月収額が、収入基準の範囲内であること。
- ・所定の計算方法により算出した世帯の月収額の基準は、下表のとおりです。
- | 月収額
世帯の区分 | 公 営 住 宅 | 改良住宅・更新住宅
(富士見・関原1号棟) |
|--------------|------------|--------------------------|
| 一 般 世 帯 | 158,000円以下 | 114,000円以下 |
| 裁量階層世帯 | 214,000円以下 | 139,000円以下 |
- ・所得基準早見表、裁量階層世帯につきましては(7ページ)を参照してください。
- ⑤ 申込現在において、住民税等の滞納が無いこと。
- ・申込現在において、これまで課税された住民税等および国民健康保険税(国民健康保険税)を、すべて納税していることが必要です。
 - ・滞納がある方(滞納分を分割納付している場合を含みます。)は、完納したうえで、申し込んでください。
- ⑥ 申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(2) 家族向けの条件

- ① 申込現在において、同居または同居しようとする親族がいること。
 - ・市営住宅は、原則として2名以上の親族で構成された世帯が入居できます。
 - ・入居日までにその婚約者と結婚する場合は入居できます。
 - (※入居日までに、結婚したことを証明する戸籍謄本等を提出していただきます。)
- ② 4DK は、5人以上の世帯員で構成された世帯で入居すること。

(3) 単身向けの条件

- ① 申込現在において、下記のいずれかにあてはまること。
 - ・満60歳以上の方
 - ・次の障がい認定を受けている方
 - ア 身体障がい（等級 1～4級）
 - イ 精神障がい（等級 1～3級）
 - ウ 知的障がい（等級 A1～B2）
 - ・戦傷病者がいる世帯（特別項症から第6項症まで又は第1款症の方）
 - ・原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ・海外からの引揚者で、引揚の日から5年未満の方
 - ・ハンセン病療養所入所者等
 - ・DV（配偶者暴力）被害者等
 - ・生活保護を受給中の方
- ② 連帯保証人の他に身元引受人をたてていただきます。（連帯保証人と兼任可）

※なお、次の方は申込できません。

「日常生活において常時介護を必要とする方」で、

ア 居宅において介護を受けられない程度の身体・精神的状態にある方

イ 居宅において介護を受けることが困難であると認められる方

また、原則、未成年の方は申込できません。

- ③ 申込できる住宅は、

2K・1DK・2DK・2LDK・3DKの一部

です。

(4) シルバーハウジング住宅（高齢者用住宅）の条件

- ① 申込者本人及び同居しようとする親族が、下記のいずれかにあてはまること。
 - ・満60歳以上の単身世帯
 - ・満60歳以上の夫婦のみの世帯（夫婦のいずれかが満60歳以上）
（例） 申込可能 夫60歳 妻59歳
 申込不可能 夫59歳 妻59歳
 - ・満60歳以上の2名の親族からなる世帯（2名とも満60歳以上）
- ② 自立生活が営める程度の健康状態にあること。
 - ・老齢に伴う身体の機能低下が認められる方のうち、食事、排泄、日常の外出等自立して（常時の介助を必要とせずに）日常生活を営める程度の健康状態にある方。
 - ・申込時現在において、継続して就労中の方は申込できません。（一般的に身体能力が高いものと見なします。）
- ③ 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難であること。

※ 面接審査について

- ・シルバーハウジング住宅の入居申込をされた方は、通常書類を提出していただくほか、資格を審査するため、後日「面接審査」を行います。
- ・書類審査および面接審査の結果によっては、シルバーハウジング住宅の入居資格が認められない場合もありますので、ご了承ください。

(5) 身体障がい者用住宅 の条件

- ① 申込者本人又は同居しようとする親族が、身体障がいのうち下肢および体幹にかかる障がい1・2級に該当すること。
 - ・常に車椅子で生活していることが必要です。
- ② 単身で申込む場合、自立した生活が営むことができること。
 - ・食事、排泄、日常の外出等、自立して（常時の介助を必要とせずに）日常生活を営める程度の能力を保っていることが必要です。